

塗膜中の PCB 分析のご案内

昭和42年～49年頃に製造および使用された塩化ゴム系塗料の一部には、可塑剤としてPCB(ポリ塩化ビフェニル)が使用された物があり、当該塗料を使用した道路橋等の構造物の塗膜よりPCBが検出されています。各省庁からもPCBを含む廃棄物の適正な処理についての通知等により、早急に調査を実施する様指導されています。



令和元年10月11日に環境省環境再生・資源循環局からの『ポリ塩化ビフェニル汚染物等の該当性判断基準について(通知)』によりPCB汚染物の該当性判断基準並びに分析方法等が指定されています。この通知により、PCB含有濃度が0.5mg/kg以下となる場合はPCB汚染物に該当しないものと判断されます。

当社では、塗膜中のPCB及び塗膜中の有害物質(鉛・クロム)についての分析を実施しています。ご用命の際は是非当社にご相談ください。

ポリ塩化ビフェニルを含む廃棄物の処理の流れ

- (1) 高濃度PCB廃棄物(5000mg/kgを超過する物)
中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)での処理が必要となります。
処理期限は、各地域により決められていますが、処理期限を過ぎた地域もあります。
- (2) 低濃度PCB廃棄物(5000mg/kg以下の物)
無害化処理認定事業者と微量PCB汚染電気機器等の処分業に係る都道府県知事等の許可を受けた事業者での処理が必要となります。
処理期限は、令和9年(2027年)3月31日迄です。

詳しくは、環境省のホームページ
ポリ塩化ビフェニル(PCB)早期処理情報サイトにてご確認ください。
<http://pcb-soukishori.env.go.jp/>

当社では、環境省の通知により指定された
『低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法(第4版)』に従って分析を実施しています。

- 「ポリ塩化ビフェニル汚染物等の該当性判断基準について(通知)」
<https://www.env.go.jp/recycle/recycle/1910111.pdf>
- 「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法(第4版)」
http://www.env.go.jp/recycle/poly/manual/teinoudo_ver4.pdf

検査の流れ



塗膜試料を破碎・細断して分析用試料を調製します。PCBの他に鉛やクロム等の分析が必要な場合には採取する試料の量が異なりますので、お気軽にお問い合わせください。

分析用試料(100g程度)から2~5g程度を正確に秤量後、有機溶剤を用いて試料中のPCBを抽出します。抽出後の検液を自動前処理装置にて精製して不要な成分を除去します。



精製した検液をトリプルステージ型ガスクロマトグラフ質量分析計(GC/MS/MS)にて測定します。測定後のデータを解析・定量した結果をもとに報告書を作成します。

□本社	〒721-0957	広島県福山市箕島町南丘399番地46	TEL:(084)981-0181	FAX:(084)981-0171
DNA 多型検査室	〒720-0832	広島県福山市水呑町456-2 FML Group Office 4F	TEL:(084)956-4448	FAX:(084)956-4449
□東京支所	〒101-0042	東京都千代田区神田東松下町28番地 エクセル神田7階A号室	TEL:(03)3526-2253	FAX:(03)3526-2254
□大阪支所	〒532-0002	大阪府大阪市淀川区東三国4丁目11-4新大阪明成ビル3F	TEL:(06)6151-2572	FAX:(06)6151-2573
□岡山支所	〒700-0965	岡山県岡山市北区西長瀬261-105	TEL:(086)245-8213	FAX:(086)246-4091
□広島支所	〒732-0057	広島県広島市東区二葉の里1丁目2-7	TEL:(082)263-6561	FAX:(082)262-1278
□山陰支所	〒683-0845	鳥取県米子市旗ヶ崎1丁目5-12	TEL:(0859)37-2061	FAX:(0859)37-2062
□島根支所	〒699-0111	島根県松江市東出雲町意宇南6丁目4-7 ラムゾン プロスペリテII 101	TEL:(0852)67-1666	FAX:(0852)67-1667